42201

長崎県

長崎市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(地域未来投資促進法に基づく課税免除) ○農林漁業関連業種 5,000 ○その他 10,000	―	課税免除	固定資産税	3年間
(地域再生法に基づく課税免除) ○中小企業者等 1,900 ○その他 3,800	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
長崎市企業立地奨励条例	S63.10 (R3.12 改正)	＜対象事業＞ ①造船・自動車等の輸送用機械関連産業 ②産業用機械、新エネルギー・環境関連産業 ③情報通信関連産業 ④食品関連産業 ⑤医工連携関連産業 ⑥陸上養殖業 ⑦農業 ⑧その他の対象業種…製造業、(道路貨物運送業・倉庫業・こん包業※立地場所の条件あり) ＜立地形態＞ ・建物設置型 「新設」 大企業: 投下固定資産総額3億円以上、従業員増加数10人以上 中小企業者等:3千万円以上 5人以上 ほか 「増移設」 中小企業者等:3千万円以上、 5人以上 ほか ・建物借上型 「新設のみ」 大企業:従業員増加数 10 人以上(高度専門業務に限り 5 人以上) 中小企業者等:5人以上 ほか また、従業員は雇用保険被保険者で、1 人以上は長崎市民である必要	施設等整備奨励金(対象:建物設置型) ○投下固定資産総額の売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額に次の割合を乗じて得た額 ・①～⑦:助成率 15% ・⑧:助成率 10% ○5年間分割交付、追加投資も対象 建物等賃借奨励金(対象:建物借上型) ○各年の土地建物賃借費用(共益費、消費税を除く。月 1 万円/坪が上限)に次の割合を乗じて得た額 ・①～⑦:助成率 50% ・⑧:助成率 25% ○交付期間:3年間 雇用奨励金 ・正社員:50 万円/人 ・非正規:30 万円/人 ・短時間:15 万円/人 ・障害者加算…正社員は 50 万円、非正規は 30 万円、短時間は 20 万円を加算 ※正社員…雇用期限がないもの ※非正規…雇用期限があるもの ※短時間…1週間の所定労働時間が 20 時間以上である短時間労働者 ○交付期間:3年間 ※長崎市民が対象 ※2年目、3年目は、それぞれ前年より5人以上増員している場合、交付対象となる ※操業日やその他市長が別に定める期日と比較して各月末日における従業員数が、8割未満となった場合は、交付対象外となる。
限度額			10 億円

ホームページアドレス: https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/2419.html

42202

長崎県

佐世保市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
地域未来投資促進法に基づく課税免除 10,000 (農林漁業関連 5,000)	―	課税免除	固定資産税	3年間
過疎法に基づく課税免除 500～2,000	―	課税免除	固定資産税	3年間
離島振興法　500～2,000	―	課税免除	固定資産税	3年間
半島振興法　500～2,000	―	不均一課税 初年度 0.14% 2年度 0.35% 3年度 0.70%	固定資産税	3年間
地域再生法に基づく課税免除 3,800 (中小企業等 1,900)	5人～ (中小企業2人～)	不均一課税 【移転型】 初年度 0.14% 2年度 0.35% 3年度 0.70% 【拡充型事業】 初年度 0.14% 2年度 0.467% 3年度 0.933%	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
佐世保市企業立地促進条例	H18.10 (R4.4 改正)	【新設の場合】 ○製造業 ・大企業 投下固定資産額3億円以上かつ雇用者数 20 名以上 ・中小企業 投下固定資産額1億円以上かつ雇用者数 10 名以上 ○研究所 ・大企業 投下固定資産額1億円以上かつ雇用者数 20 名以上 ・中小企業 投下固定資産額3千万円以上かつ雇用者数 10 名以上 ○その他の事業所 ・大企業 投下固定資産額2千万円以上かつ雇用者数	○土地取得奨励金 ・土地の固定資産評価額の 50% ・限度額　6億円 (土地取得後3年以内に事業開始した場合のみ交付) ※公的用地取得の場合は、実売買価格の 1/3 ※土地取得価格が固定資産評価額を下回る場合は土地取得価格の 50% ○土地等賃借奨励金 ・土地、建物賃借料の 50%、5年間 ・限度額　年 2,000 万円 ・総額　1億円 ○立地奨励金 ・固定資産税(土地・家屋・償却資産)相当額5年間 ・限度額　3億円

		20 名以上 ・中小企業 投下固定資産額2千万円以上かつ雇用者数10 名以上 （長崎県と佐世保市と立地協定を締結した事業者所は、投下固定資産額の要件が「なし」、新規常用雇用者数の要件が「5人以上」に緩和。） ※投下固定資産額 新設するにあたり取得した土地、家屋、償却資産及び賃借した機械及び設備にかかる賃貸料の5年分の合計額。 ※雇用者数の適用条件は、5年以内に達成することとし、達成した年度以降、雇用奨励金を交付する。	○雇用奨励金 ・雇用者1名につき 50 万円、短時間労働者は 15 万円 5 年間 ※新卒者又は UJI ターン者 10 万円加算 ・限度額 2億円
			○工業用水再利用施設整備奨励金 ・交付要件を満たした（満たす予定）の企業が 100 ㎥／日以上の上水道水再利用施設を整備した場合に整備金額の 50～65% ・限度額 6,500 万円
		【増・移設の場合】 ○製造業 ・大企業 投下固定資産額1億円以上かつ雇用者数10 名以上 ・中小企業 投下固定資産額3千万円以上かつ雇用者数5名以上 ○研究所 ・大企業 投下固定資産額3千万円以上かつ雇用者数 10 名以上 ・中小企業 投下固定資産額1千万円以上かつ雇用者数5名以上 ○その他の事業所 ・大企業 投下固定資産額2千万円以上かつ雇用者数10 名以上 ・中小企業 投下固定資産額1千万円以上かつ雇用者数5名以上 ※投下固定資産額 増・移設するにあたり取得した土地、家屋、償却資産及び賃借した機械及び設備に係る賃借料の5年分の合計額。 ※新規雇用者数の適用要件は、3年以内に達成することとし、達成した年度以降、雇用奨励金を交付する。	○土地取得奨励金 ・土地の固定資産評価額の 50% ・限度額 2億円 （土地取得後3年以内に事業開始した場合のみ交付） ※公的用地取得の場合は、実売買価格の 1/3 ※土地取得価格が固定資産評価額を下回る場合は土地取得価格の 50%
			○土地等賃借奨励金 ・土地、建物賃借料の 50%、3年間 ・限度額 年 2,000 万円 ・総額 6,000 万円
			○立地奨励金 ・固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額3年間 ・限度額 1億円
			○雇用奨励金 ・雇用者1名につき 50 万円、短時間労働者は 15 万円 3年間 ※新卒者又は UJI ターン者は 10 万円加算 ・限度額 1億円
			○工業用水再利用施設整備奨励金 ・交付要件を満たした（満たす予定）の企業が 100 ㎥／日以上の上水道水再利用施設を整備した場合に整備金額の 50～65% ・限度額 6,500 万円
		○対象者 指定事業者(誘致企業)が入居し操業するビルの整備者 ○要 件 オフィス面積が1フロア 660 ㎡(約 200 坪)以上かつ、全体で 1,320 ㎡(約 400 坪)以上であること。	○オフィスビル整備促進奨励金 ・整備費の 15% ・限度額 2億円

詳しくはこちら（佐世保市の企業立地奨励制度 https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/kigyou/ritchishore.html ）

42203

長崎県

島原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(地域未来投資促進法に基づく課税免除) 10,000 (農林水産業関連 5,000)	―	課税免除	固定資産税	3年間
(過疎法に基づく課税免除) 500～2,000 ※業種及び資本金の額によって異なる	―	課税免除	固定資産税	3年間
(中小企業等経営強化法に基づく課税標準の特例) ①機械装置:160 ②測定工具及び検査工具:30 ③器具備品:30 ④建物付属設備:60	―	課税標準の特例	固定資産税	5年間
(半島振興法に基づく不均一課税) 500～2,000 ※業種及び資本金の額によって異なる	―	不均一課税 1 年目 1/10 2 年目 1/4 3 年目 1/2	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例	H24.4.1	【支援対象業種】 ①製造業 ②自然科学研究所 ③機械修理業 ④情報サービス業 ⑤宿泊業 ⑥技術サービス業 ⑦物流関連業 ⑧その他市長が認める業種 【支援対象要件】 (新設の場合) 投下固定資産額:2,500 万円以上 新規雇用者の増加:5人以上 (増設・移設の場合) 投下固定資産額:1,000 万円以上 新規雇用者の増加:1人以上 (改修の場合) 改修に要した額:2,500 万円以上 新規雇用者の増加:5人以上	①立地奨励金 投下した固定資産額にかかる 固定資産税相当額を3年間補助 ②施設整備奨励金 投下した固定資産額(土地代を除く)の取得額又は改修に要した経費に新規雇用者の数に応じて一定の率を乗じた額を補助(限度額1億円(改修の場合 2,000 万円)) ③土地家屋賃借奨励金 土地・家屋賃借料の 25%を3年間補助(限度額1年間で 1,000 万円) ④雇用奨励金 新規雇用した人数に対する補助 正社員…50 万円／人 短期雇用者…25 万円／人 (限度額 5,000 万円)
島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱	R3.5	開設補助金 【補助対象者】 ・他の企業がサテライトオフィス等として利用できる貸事務所を開設する者 ・サテライトオフィス等の開設後、当該サテライトオフィス等における運営業務を5年以上継続することが見込まれる者 ・国税、地方税の滞納がない者	①サテライトオフィス等開設経費補助 対象経費に 2/3 を乗じて得た額 ・限度額 100 万円(1回限り)
		進出補助金 ・開設補助金を利用して開設されたサテライトオフィス等に県外から進出後、当該サテライトオフィス等における業務を5年以上	県外企業の本市進出に対する支援金 補助額100万円(1社 1 回限り)

		継続することが見込まれる者 ・操業開始した日から2年以内に本市内に住民票のある新規地元雇用者を１人以上雇用する者 ・国税、地方税の滞納がない者	
島原でしてみんねテレワーク支援補助金交付要綱	R2.4	・三大都市圏に在住している者で、本市に一泊以上滞在し、お試しオフィス等でテレワーク生活体験をする方 ・三大都市圏に本社を行くIT 関連企業等に勤務する方で、本市に一泊以上滞在し、サテライトオフィス等の設置候補地の一つとして本市を視察する方。	・補助対象経費 申請者の居住地と本市の間を移動するための交通費のうち、往復の航空運賃 ・対象区間 各空港と長崎空港の間を運行する便 ・補助金額 航空運賃の実費額を補助金の額とし、一人当たり片道2万円を上限（往復4万円） ・その他の要件 ①　サテライトオフィス等の視察を行う団体に ついては、1 団体 1 回につき3人まで ②補助金の交付は１人（1 団体）あたり2回まで

42204

長崎県

諫早市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(地域未来投資促進法に基づく課税免除) 土地・家屋・構築物の取得金額が1億円超(農林水産関連業種は 5,000 万円超)	―	課税免除 (限度額なし)	固定資産税 (土地、家屋、償却資産(構築物のみ))	3年間
(企業誘致促進地区における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例に基づく課税免除及び不均一課税) 減価償却資産の取得価額が 3,000 万円超	―	課税免除 (限度額なし)	固定資産税 (土地、家屋、償却資産(機械・装置のみ)) ※条例で定める対象業種で、企業誘致促進地区に立地する場合 ①新設・増設:全額課税免除 ②既存設備の更新等:不均一課税 1.05%(75%課税)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
諫早市工場等設置奨励条例	H17.3 (R5.9 一部改正)	企業誘致促進地区内に製造業の用に供する工場を新設又は増設する者 〈ケース1〉 ・投下固定資産総額 3億円超 ・新規雇用者数(正規雇用) ※市外居住者含む 新設の場合 15 人以上 増設の場合 10 人以上 ※上記要件をいずれも満たすこと 〈ケース2〉 ・投下固定資産総額 10 億円超 ・新規雇用者数(正規雇用) ※市外居住者含む 新設の場合 50 人以上 増設の場合 30 人以上 ※上記要件をいずれも満たすこと	特別奨励措置 〈ケース1〉の場合 ・土地取得奨励金 土地取得価額と固定資産評価額のいずれか低い額×50% (事業の用に供する部分のみ) 限度額:1億円 ・雇用奨励金 諫早市に1年以上居住し、かつ1年以上雇用された市民が対象 1人当り 50 万円(正規雇用者) 限度額:3,000 万円 〈ケース2〉の場合 ・土地取得奨励金 土地取得価額と固定資産評価額のいずれか低い額×50% (事業の用に供する部分のみ) 限度額:3億円 ・雇用奨励金 諫早市に1年以上居住し、かつ1年以上雇用された市民が対象 1人当り 50 万円(正規雇用者) 限度額:1 億円
		企業誘致促進地区以外の地区(鳥獣保護区特別保護地区を除く)に工場等を新設又は増設する者 ・投資要件 減価償却資産の取得価額が 3,000 万円超 ・雇用要件 ○市内立地後5年以上の場合	奨励金 固定資産税相当額を交付 (3年間) 限度額:2,500 万円/年度 対象資産:土地、家屋、償却資産(機械・装置のみ)

		新規雇用　5人以上 ○市内立地後5年未満の場合 新規雇用　10 人以上	

42205

長崎県

大村市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員　(人以上)			
減価償却資産額　150	1	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
大村市工場設置奨励条例	S37.12 (R3.12　改正)	県知事及び市長が協議のうえ立地を要請し、立地協定を締結した場合に次の要件を全て満たすこと ○工場用地面積 30,000 ㎡以上 ○工場生産設備総額 50 億円以上 ○新規常時雇用　300 人以上	◆特別措置 ○補助金額:県と協議のうえ決定 ○限度額:用地費の 1/2 以内
オフィスパーク大村企業立地補助金交付要綱	H14.4	○オフィスパーク大村内の用地を、(独)中小企業基盤整備機構又は大村市土地開発公社から取得した者 ○常時雇用従業員数5人以上	◆補助金 ○用地取得費の 10% ※全区画分譲済み
大村市企業立地奨励補助金	H23.4 (R4.3 改正)	○次の産業に属する、製造業、運輸業、卸売業、情報ｻｰﾋﾞｽ業及び研究所 ①産業用機械、エネルギー・環境関連産業 ②半導体、電機・電子部品関連産業 ③自動車等の輸送用機械関連産業 ④食品関連産業 ⑤物流関連産業 ⑥医療・福祉関連産業 ⑦情報通信関連産業 ○立地協定により、市内に新規立地した企業（※H23.4.1～R9.3.31 に操業を開始した企業） ○大村ハイテクパーク、オフィスパーク大村、その他工業系用途地域 ・その他市長が特に認める地域(白地地域等)但し、⑦情報通信関連産業については、市内全域対象	◆施設等整備奨励補助金 ○要件 (1)大村市民の新規雇用5人以上 かつ (2)投下固定資産総額 1,000 万円以上(土地代を除く) ○補助金額:投下固定資産総額(土地代を除く)の 10% ○限度額 ・雇用者数5～9人:最高 500 万円 ・雇用者数 10 人以上:最高 1,000 万円 ※正社員以外は 0.5 人換算 ◆雇用奨励補助金 ○要件 ・設置した施設(賃貸を含む)を操業するため、新たに大村市民を 10 人以上雇用する場合(但しコールセンターは 20 人以上) ○補助金額:1人につき 25 万円(正社員) (正社員以外 10 万円) ○限度額:1,000 万円

ホームページアドレス:https://www.city.omura.nagasaki.jp/machi/kigyoyuchi/index.html

42207

長崎県

平戸市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
平戸市企業立地奨励条例	H18.12 (R5.9 改正)	○工場等用地取得奨励金 1．新設の場合 新規雇用者等(新たに雇用される者又は本市外の区域にある事業所からの転勤者)が 10 人以上であって、そのうち新規常用雇用者(設置した工場等の操業に伴い、当該工場等に新たに常時雇用される正規雇用者)であって、市内に住所を有し(雇用後に住所を有する者を含む。)、かつ、引き続き1年以上継続して雇用される見込みがあるもの)が5人以上、かつ以下の要件。 なお、増設移設の場合は新規雇用者等が操業開始前からの純増者であること。 ・新設の場合 取得用地面積　6,000 ㎡以上 ・増設の場合 取得用地面積　3,000 ㎡以上	・取得した工場等用地の譲渡価格の 50%以内 ・上限額:1億円
		○工場等施設整備奨励金 対象要件は新設、増設等に関係なく共通で3段階ある。 1．新規雇用者等が 10 人以上であって、そのうち新規常用雇用者が5人以上、かつ、用地取得費を除く工場等の整備費が2億円以上であること。 2．新規雇用者等が5人以上であって、そのうち新規常用雇用者が3人以上、かつ、用地取得費を除く工場等の整備費が1億円以上であること。 3．新規雇用者等が2人以上であって、そのうち新規常用雇用者が1人以上、かつ、用地取得費を除く工場等の整備費が5千万円以上であること。	1の場合 奨励金の対象となる経費の 20%以内とし、1億円を上限とする。 2の場合 奨励金の対象となる経費の 20%以内とし、3千万円を上限とする。 3の場合 奨励金の対象となる経費の 20%以内とし、1千万円を上限とする。 ・交付は奨励指定を受けた事業計画につき1回限り
		○雇用促進奨励金 対象要件は新設、増設等に関係なく共通で3段階ある。 1．新規雇用者等が 10 人以上であって、そのうち新規常用雇用者が5人以上であること。 2．新規雇用者等が5人以上であって、そのうち新規常用雇用者が3人以上であること。 3．新規雇用者等が2人以上であって、そのうち新規常用雇用者が1人以上であること。	1の場合 1人当たり 30 万円 2の場合 1人当たり 20 万円 3の場合 1人当たり 10 万円 ・採用時に30歳未満の場合は10万円加算 ・新規雇用として引き続き1年以上雇用された新規雇用者1人につき1回限り ・交付対象期間は5年間とし1企業当たり 3,000 万円を上限

		○土地等賃借奨励金 ・新規雇用者等が 10 人以上であって、そのうち新規常用雇用者が5人以上であること。 ・土地を賃借する場合は3年以内に施設を整備し操業を開始すること。	・土地建物賃借料の 2/3 以内 ・上限額:年300万円 ・交付対象期間は、賃貸契約開始日以降3か年とする
オフィス開設支援事業補助金交付要綱	R3.4 月制定 (R5.9 改正)	・調査及び企画、管理業務等の本社機能を有する事業を営む法人 ・WEB 制作、システム開発、コンサルティング業務等の業務を営む個人事業主	○開設支援 ・補助対象経費(30万円以上)の 1/2 以内(離島は 2/3 以内) ・上限額:100万円 ○家賃支援 ・補助対象経費(30万円以上)の 1/2 以内(離島は 2/3 以内) ・上限額:月額10万円 ・対象期間:36カ月
		・市外の企業であること(業種に制限なし)。 ・市内物件を利用して遠隔勤務を連続して3日以上従事し、かつ、その状況について SNS 等を利用して情報発信を行うこと。	○サテライトオフィスおためし支援 1. 30 日以上の滞在の場合 移動に要した交通費や平戸市内での宿泊費等の対象経費の 3/4 で、1人当たり 30 万円を限度とする。 2. 30 日未満の滞在の場合 移動に要した交通費や平戸市内での宿泊費等の対象経費の 3/4 で、1人当たり 15 万円を限度とする。 ・ただし、それぞれの区分において滞在中に地域のイベントやボランティア活動等へ従事した場合は、対象経費の 4/5 とし、上限額は上記のとおり。

42208
長崎県
松浦市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
対象業種、要件等	従業員(人以上)			
過疎法(松浦市全域) ・対象業種:製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 ・要件:資本金ごとに定めている減価償却資産の取得価額の合計を超える設備を取得した場合	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
松浦市企業立地奨励条例	H18.1 (H27.12 改正)	市内に事業所を新設又は増設をする者で、次に掲げる要件 をすべて満たすもの (1)新規雇用が 10 人以上(増設の場合は5人以上)ある者。 ただし、その新規雇用のうち5名以上(増設する場合は3名以上)が市内に住所を有しなければならない。 (2)事業用地取得面積が 6,000 平方メートル以上又は事業用施設整備総額が新設の場合は2億円以上(増設の場合は1億円以上)のいずれかに該当する者 ○土地を取得して3年以内に施設を整備し操業を開始しなければならない	事業用地取得奨励金 ○事業用地の取得価格 25%以内 ○限度額 1億円
		市内に事業所を新設又は増設をする者で、次に掲げる要件をすべて満たすもの (1)新規雇用が 10 人以上(増設の場合は5人以上)ある者。 ただし、その新規雇用のうち5名以上(増設する場合は3名以上)が市内に住所を有しなければならない。 (2)事業用地取得面積が 6,000 平方メートル以上又は事業用施設整備総額が新設の場合は2億円以上(増設の場合は1億円以上)のいずれかに該当する者 ○土地を賃借して3年以内に施設を整備し操業を開始しなければならない	事業用地賃借奨励金 ○年間賃借額の 2/3 以内 (5年間) ○限度額 年間 200 万円
		○事業用地取得奨励金又は事業用地賃貸奨励金のいずれかを受ける者	雇用奨励金 ○市内に住所を有し、新規雇用として引き続き1年以上雇用された者1名につき1回限り 50 万円 ○限度額 5,000 万円
		○コールセンター、データセンター等の情報処理を行う施設を市内に新設する者で、操業開始から3年以内に新規雇用が 20 人以上となるもの ○操業開始から3年間を経過するまでの間において、市内に住所を有し、新規雇用として雇用	情報処理産業奨励金 ○1年目 操業開始から1年間の平均雇用者数(1年間の毎月末の雇用者実績数の合計を12で除した数。1人未満切り捨て。)に 50 万円を乗じた額

		された者	○2年目、3年目 当該年の平均雇用者数から前年又は前々年の平均雇用者数のいずれか多い方の数を減じた数に 50 万円を乗じた額 ○限度額 3,000 万円
		松浦市内に事業所を新設又は増設する者で、次に掲げる要件をすべて満たすもの (1)新規雇用が 10 人以上(増設の場合は5人以上)ある者。 ただし、その新規雇用のうち5名以上(増設する場合は3名以上)が市内に住所を有しなければならない。 (2)新たに2億円以上(増設の場合は1億円以上)の事業用施設整備を行う者	事業関連施設整備奨励金 ○交付対象経費(取付道路、排水施設、用地整備等)の 50%以内 ○限度額 1,000 万円

42209

長崎県

対馬市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
1.製造業 2.旅館業等観光関連産業 3.道路貨物運送業 4.倉庫業 5.梱包業 6.自然科学研究所 7.水産養殖業 8.卸売業 9.再生可能エネルギー関連業 資本金①5,000 万円以下 500 ②5,000 万円以上 1 億円以下 1,000 ③1 億円以上 2,000 10.ソフトウェア業等 11.情報処理サービス業 投下固定資本金額の規定なし	全業種 5	課税免除	固定資産税	3年間以内

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
対馬市企業誘致に関する条例		●対象業種:全業種	雇用奨励金 指定の基準を満たした日(以下「基準日」という。)から引き続き 1 年以上雇用されている新規常用雇用者を対象に次の額を支給する。 (1)　正社員の場合　1 人当たり 30 万円 (2)　パートタイマー等の場合　1 人当たり 15 万円 上記に加え、市内の高等学校の新規卒業者(卒業証明ができる者)、市外から移住した者(５年以上市外に住所を有する履歴が分かる者)及び障害者(障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条に定める障害者で、障害者手帳の交付を受けている者)については 1 人当たり 10 万円を加算する。 2　支給期間 基準日から起算して３か年とし、２か年目及び3か年目は前年からの新規常用雇用者の純増について奨励措置の対象とする。

			3　支給時期 基準日から起算して1年を過ぎた日が属する年度末とし、２か年目はその翌年度末、３か年目はその翌々年度末に支給する。 4　支給限度額 3 か年の合計額　1,500 万円
		●対象業種:全業種(地元消費額 1,000 万円以上に限る)	地元産品消費奨励金 1　奨励金額 市内の生産者等からの原材料等の仕入れ金額が年度内に 1,000 万円を超える場合に限り、その仕入金額に 20 分の 1 を乗じて得た金額以内 2　支給期間 基準日が属する年度の翌年度から３か年 3　支給時期 支給期間が属する年度の年度末に支給する。 4　支給限度額 1 か年の上限額 500 万円　支給期間の合計額の上限額 1,500 万円
		●対象業種:全業種	賃借料奨励金 1　奨励金額 事務所等の賃借料に 4 分の 1 を乗じて得た金額以内 2　支給期間 基準日が属する年度の翌年度から３か年 3　支給時期 支給期間が属する年度の年度末に支給する。 4　支給限度額 月の上限額 50 万円
		●対象業種:全業種	施設整備奨励金 1　奨励金額 事業開始に係る事業所の新設費、改修費、備品費等及び新規従業員に供する住宅の新設費、改修費に２分の１を乗じて得た金額以内 2　支給期間 基準日から基準日が属する年度を含む３か年以内に１回限り 3　支給時期 当奨励金の交付請求日が属する年度の年度末に支給する。 4　支給限度額 上限額 2,000 万円
		●対象業種:全業種	離島旅費奨励金 1　奨励金額 研修等の用務で新規常用雇用者が市外へ移動する場合、又は市外在住の管理者等が市内へ移動する場合の本土から市内までの航空運賃、船賃の実支出額に３分の１を乗じて得た金額以内(市外在住者は実支出額を対象とし、複数航路や複数航空路を同時に購入した場合は普通運賃を対象とする。また、

			市内在住者は国境離島島民割引料金を対象とする。） 2　支給期間 事業開始後、事業開始届を提出した年度を含む 10 か年 3　支給時期 支給期間が属する年度の年度末に支給する。 4　支給限度額 1 か年の上限額 50 万円
		●対象業種:全業種	人財育成奨励金 1　奨励金額 市内の事業所において事業を行うために必要な知識や資格を新規雇用者に取得させるために要する受講料及び受験料の実支出額に２分の１を乗じて得た金額以内 2　支給期間 誘致指定後、指定した年度を含む５か年 3　支給時期 支給期間が属する年度の年度末に支給する。 4　支給限度額 1 か年の上限額 200 万円
		●対象業種:全業種	人財確保奨励金 1　奨励金額 市内の事業所の新規雇用者を確保するために要した必要な知識や資格を新規雇用者に取得させるために要する受講料及び受験料の実支出額に２分の１を乗じて得た金額以内 2　支給期間 誘致指定後、指定した年度を含む５か年 3　支給時期 支給期間が属する年度の年度末に支給する。 4　支給限度額 １か年の上限額 200 万円

42210

長崎県

壱岐市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
壱岐市企業誘致条例	H16.3 (H18.4 改正)	・投下固定資産総額　3,000 万円以上 ・常時使用する従業員数　15 人以上	○奨励金 ・固定資産税相当額　3年間
壱岐市企業立地促進事業補助金交付要綱	H19.3 (R4.4 改正)	・市内に事業所を新設又は増設し、新雇用者及び派遣社員(以下「新規雇用者等」という。)を 15 人以上雇用した企業とする (中小企業及び小規模事業者にあっては、5人以上雇用した企業。)	○コールセンター又はデータセンター 1. 人件費 新規雇用者等数×月額2万円×12 か月 3年間で 1,500 万円限度 2. 賃借料 事務所賃借料実額の合計×1/2(20万円限度)×3 年間 4年目から 1/2(市有建物に限る)を減免 3. 設備投資 ・改築費 5,000 円×改築面積(㎡)又は実額の少ない方 ・設備費　減価償却の対象となる備品の購入額×15/100×3年間 4. 住居賃借料 住居賃借料 1/2 助成 月額 5 万円/軒×1 年間 限度額 120 万円(光熱水費・共益費含まず) 5. 社用車リース代 社用車リース料 1/2　1台限り 月額 10,000 円かつ3年間限度 ※1～3の合計額は3年間で 3,000 万円まで

42211

長崎県

五島市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員　(人以上)			
減価償却資産額　500 万円以上 製造業又は旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、テレマーケティング業等、市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に市外の者に販売することを目的とする事業 (ただし、製造業又は旅館業は資本金の額で要件が変更)(別添条例整理表)	5人以上 (ただし、正規雇用者3人以上)	課税免除	固定資産税	3年間
産業導入地区内 減価償却資産額　3,000 万円超 道路貨物運送業、こん包業及び卸売業	16 人以上 (ただし、正規雇用者3人以上)			

ホームページアドレス:https://www.city.goto.nagasaki.jp/li/050/100/010/010/index.html

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
五島市企業立地及び雇用促進条例	H16.8 (R5.3 改正)	(対象業種) ○道路貨物運送業・こん包業・卸売業・倉庫業・製造業・旅館業・情報サービス業・有線放送業・インターネット付随サービス業・テレマーケティング業等、市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に市外の者に販売することを目的とする事業 ※課税免除又は奨励金交付の対象業種として指定された場合	○補助金 【補助金額】 正規雇用者　50 万円／人 正規雇用者(新規学卒者)60 万円／人 非正規雇用者　25 万円／人 非正規雇用者(新規学卒者)30 万円／人 【期間】 3年間 【限度額】 2,000 万円／各年度 【対象経費】 定める期間において、新規雇用者に支払った賃金
		○道路貨物運送業・こん包業・卸売業・倉庫業・製造業・旅館業・情報サービス業・有線放送業・インターネット付随サービス業・テレマーケティング業等、市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に市外の者に販売することを目的とする事業 ・減価償却資産額　条件なし ・従業員　5　人以上(ただし、正規雇用者3 人以上)	○奨励金 【補助金額】 固定資産税相当額の範囲内 【期間】 3年間

42212

長崎県

西海市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
―	1. 工場等の新設の場合 20 人以上 (中小企業者等 10 人以上) 2. 工場等の増設又は移設の場合 新規雇用従業員数(新規学卒者も含む)10 人以上 (中小企業者等 5人以上) 3. その他事業所の新設の場合 10 人以上 (中小企業者等 5人以上、農業法人又は陸上養殖業法人 3人以上)	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
西海市企業立地奨励条例	H20.4 (H27.9 改正) (H30.12 改正)	1. 工場等の新設の場合 対象施設における従業員数 20 人以上 (中小企業者等 10 人以上) 2. 工場等の増設又は移設の場合 対象施設における新規雇用従業員数(新規学卒者も含む) 10 人以上 (中小企業者等 5人以上) 3. その他事業所の新設の場合 対象施設における従業員数 10 人以上 (中小企業者等 5人以上、農業法人又は陸上養殖業法人 3人以上) 4. 奨励金②～⑦の場合 上記1及び3に加え、市内に工場等を新設する事業者で、家屋及び償却資産の取得に係る費用が1億円以上であり、かつ、1ha 以上の用地取得であること 5. 奨励金②・③要件追記 宿泊業、情報通信業又はコールセンター業を営む施設を新設する事業者で家屋及び償却資産又はその両方の取得にかかる費用が1億円以上であること	・従業員のうち、新規雇用従業員又は新規学卒雇用従業員が、西海市に1年以上住所を有し、かつ、引き続き雇用されている場合 ○奨励金 ①雇用奨励金 1) 新規雇用従業員の場合 50 万円(当該従業員が短時間労働者であるときは、25 万円) 2) 新規学卒雇用従業員の場合 50 万円(当該従業員が短時間労働者であるときは、25 万円) 限度額 2,000 万円 ②用地取得奨励金 用地取得費用の 1/2 以内 限度額 5,000 万円 ③施設整備奨励金 家屋及び償却資産の取得に要した費用に申請時の従業員の人数に応じた補助率を乗じた額以内 従業員数×5～10% 限度額 5,000 万円 ・家屋及び償却資産の取得に要した費

			用の2分の1以上を市内企業へ支払った場合、その支払額の5%を乗じた額を加算 ④輸送コスト軽減奨励金 ・社内輸送:年間 50 万以上の有料通行料の場合、工業用地から武雄 IC までの有料通行料の 1/2 以内助成 ・社外輸送:市内に営業所がある運送業者へ支払った輸送費が年間 500 万円以上である場合、費用の 1/3 以内助成 ・社内・社外併用:輸送費の合計が 500 万円以上である場合、社内・社外のそれぞれの助成額の合計 ・限度額:3,000 万円 (年間 1,000 万円×3年間) ⑤技術研修支援奨励金 新規雇用従業員の技術研修について奨励するもの ・交通費:実費の 1/2 ・宿泊費:5,000 円/日 ・パック料金:実費の 1/2 ・研修日数 20 日間まで/人 ・限度額:200 万円 ⑥技術指導者招聘奨励金 新規雇用従業員への技術指導に係る指導者の招聘について奨励するもの ・交通費:実費の 1/2 ・宿泊費:2,500 円/日 ・限度額:50 万円 ⑦住宅整備奨励金 ・従業員住宅の整備に係る建設費用の 1/2 以内 ・限度額 2,000 万円
			○市の普通財産貸付料の減額 1. 減額の範囲 ・要件を満たして指定を受けた日から3年間全額

ホームページアドレス: https://saikai-city.sakura.ne.jp/kigyo-richi/

42213
長崎県
雲仙市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法に規定する事業 投下固定資産総額 1億円以上 (農林水産関連業種については、5,000万円以上) ※企業が作成する「地域経済牽引事業計画」を知事が承認し、さらに知事の承認後に主務大臣が「地域経済牽引事業計画」の先進性を確認する必要あり。		課税免除	固定資産税	3年間
半島振興法に規定する事業 製造業・旅館業 資本金 1,000 万円以下の場合 投下固定資産 500 万円以上 資本金 1,000 万円超 ～5,000 万円以下の場合 投下固定資産 1,000 万円以上 資本金 5,000 万円超の場合 投下固定資産 2,000 万円以上	新設の場合 新規雇用者 10 人以上 増設の場合 新規雇用者 5人以上	不均一課税	固定資産税	3年間
過疎法に規定する事業 製造業・旅館業・情報サービス業 【製造業・旅館業】 資本金 5,000 万円未満＋取得金額 500万円以上 資本金 5,000 万円以上 1 億円未満＋取得金額 1,000 万円以上(新増設のみ) 資本金 1 億円以上＋取得金額 2,000 万円以上(新増設のみ) 【情報サービス業】 資本金 5,000 万円未満＋取得金額 500万円以上(新増設のみ)		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
雲仙市工場等設置奨励に関する条例	H17.10 (H19.3 改正) (H20.9 改正) (H25.12　改正) (H30.3 改正)	【対象業種】 ①製造業、②自然科学研究所、③情報処理サービス業、④ソフトウェア業、⑤道路貨物運送業、⑥梱包業、⑦倉庫業、⑧旅館業、⑨卸売業、⑩その他市長が特に認める事業 【対象条件】 雲仙市内に工場等を新設又は増設し、次のいずれにも該当する者 ・投下固定資産総額 1億円以上 (土地代を除く) (自然科学研究所、情報処理サービス業、ソフトウェア業、製造業のうち食品関連産業	○工場等施設整備奨励金 【奨励金額】 ・奨励金額＝投下固定資産総額×支給率(5～10%) ※支給率:新規常用雇用者数及び新規常用雇用者数のうち雲仙市在住者数に応じた率 【限度額】 ・2億円 【支給方法】 ・新規常用雇用者採用後、1年雇用され、引き続き雇用されているかを確認したの

		は 5,000 万円以上） ・新規常用雇用者　10 人以上 （自然科学研究所、情報処理サービス業、ソフトウェア業、製造業のうち食品関連産業は5人以上） （ただし、雲仙市在住者が 20％以上又は雲仙市在住者が 10 人以上） ・新規常用雇用者のうち正社員以外は1/2 換算とする	ち支給する ・1年目 50％、2～3年目各 25％の傾斜支給
		【対象業種】 ①製造業、②自然科学研究所、③情報処理サービス業、④ソフトウェア業、⑤道路貨物運送業、⑥梱包業、⑦倉庫業、⑧旅館業、⑨卸売業、⑩その他市長が特に認める事業 【対象条件】 市内全域で地域格差をなくすため、半島振興法の基準を適用する ・投下固定資産総額　500 万円以上 （資本金 1,000 万円以下） ・投下固定資産総額 1,000 万円以上 （資本金 1,000 万円超～5,000 万円以下） ・投下固定資産総額 2,000 万円以上 （資本金 5,000 万円超） ・新設の場合 新規常用雇用者数　10 人以上 ・増設の場合 新規常用雇用者数　5人以上 ・新規常用雇用者のうち正社員以外は1/2 換算とする	○工場等立地奨励金 【奨励金額】 ・納付された固定資産税のうち、不均一課税の対象となった固定資産税相当額 【限度額】 ・なし 【支給方法】 ・支給対象期間における各年度の固定資産税の納期限が属する年度の翌年度に支給する（3年間）
		【対象業種】 ①製造業、②自然科学研究所、③情報処理サービス業、④ソフトウェア業、⑤道路貨物運送業、⑥梱包業、⑦倉庫業、⑧旅館業、⑨卸売業、⑩その他市長が特に認める事業 【対象条件】 ①雲仙市内に工場等を新設又は増設し、次のいずれにも該当する者 ・投下固定資産総額　1億円以上(土地代を除く) ・新規常用雇用者　10 人以上 （ただし、雲仙市在住者が 20％以上又は雲仙市在住者が 10 人以上） ②雲仙市内に工場等を新設又は増設し、次に該当する者。 ・新規常用雇用者　20 人以上 （ただし、雲仙市在住者が 20％以上又は雲仙市在住者が 10 人以上）	○雇用奨励金 【奨励金額】 ・対象条件の①に掲げる事業については、市内在住の新規常用雇用者1人当たり 30 万円（ただし正社員以外は 15 万円） ・対象条件の②に掲げる事業については、市内在住の新規常用雇用者1人当たり 20 万円（ただし正社員以外は 10 万円） 【限度額】 ・5,000 万円 【支給方法】 ・新規常用雇用者採用後、1年雇用され、引き続き雇用されているかを確認したのち支給する ・支給回数は1回のみ
		【対象業種】 ①製造業のうち食品関連産業 【対象条件】 雲仙市内に工場等を新設又は増設し、次のいずれにも該当する者 ・食品加工の原材料費で、市内流通業者及び市内生産者からの購入額が年間 100 万円以上 ・投下固定資産総額　5,000 万円以上 ・新規常用雇用者5人以上 （ただし、雲仙市在住者が 20％以上又は雲	○地場産品加工奨励金 【奨励金額】 ・市内流通業者及び市内生産者から購入した食品加工原材料費の 20％ 【限度額】 ・2,000 万円（単年度の限度額 400 万円） 【支給方法】 ・新規常用雇用者採用後、1年雇用され、引き続き雇用されているかを確認したのち支給する 【支給期間】

		仙市在住者が 10 人以上） ・新規常用雇用者のうち正社員以外は1/2 換算とする	・5年間 （ただし、限度額に到達する時まで）
		【対象業種】 ①製造業、②その他市長が特に認める事業 【対象条件】 雲仙市内に工場等を新設又は増設し、次のいずれにも該当する者 ・社内輸送の場合 100 万円以上 （有料道路の通行料及び島原半島を発着するフェリーの航送運賃に係るもの） ・社外輸送の場合 500 万円以上 （市内運送会社及び市内に営業所がある道路貨物運送業者に支払った輸送費に係るもの） ・投下固定資産総額 1億円以上 （土地代を除く） （製造業のうち食品関連産業は 5,000 万円以上） ・新規常用雇用者 10 人以上 （製造業のうち食品関連産業は5人以上） （ただし、雲仙市在住者が 20%以上又は雲仙市在住者が 10 人以上） ・新規常用雇用者のうち正社員以外は1/2 換算とする）	○物流費奨励金 【奨励金額】 ・社内輸送の場合は有料道路の通行料及び島原半島を発着するフェリーの航送運賃の合計額の 50% ・社外輸送の場合は市内運送会社及び市内に営業所がある道路貨物運送業者に支払った輸送費の 10% ・社内、社外併用輸送の場合は、いずれかの適用基準に達すればよいこととし、奨励金の計算はそれぞれ計算しその合計額を支給する 【限度額】 ・600 万円（単年度 200 万円） 【支給方法】 ・新規常用雇用者採用後、1年雇用され、引き続き雇用されているかを確認したのち支給する 【支給期間】 ・3年間

ホームページアドレス：http://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fol_id=17043

42214
長崎県
南島原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①資本金 1,000 万円以下の場合 500 万円以上 ②資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の場合 1,000 万円以上 ③資本金 5,000 万円超の場合 2,000 万円以上	増加する新規常用雇用者数 ①の場合 1 人以上 ②の場合 2 人以上 ③の場合 4 人以上	不均一課税	固定資産税	3年間
①資本金 5,000 万円以下の場合 500 万円以上 ②資本金 5,000 万円超 1 億円以下の場合 1,000 万円以上 ③資本金 1 億円超の場合 2,000 万円以上	増加する新規常用雇用者数 ①～③の場合 5人以上	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
南島原市企業等設置奨励条例	H19.12	○市内に企業等を新・増設する事業者で、次のいずれにも該当するもの 1. 投下固定資産総額が5000万円以上(ただし、情報通信業については、リース物件を含め 300 万円以上) 2. 新規常用雇用者(市内外問わず)が5人以上(ただし、情報通信業については3 人以上)	○企業等施設奨励金 1. 奨励金額 申請(操業日から1年経過した日以降、3年以内)時における投下固定資産総額(リース物件を除く)に次に掲げる新規常用雇用者数に係る率を乗じた額。 ・5(情報通信業は 3)～19 人:6% ・20～29 人:7% ・30～39 人:8% ・40～49 人:9% ・50～69 人:10% ・70～99 人:11% ・100 人以上:15% 2. 支給時期 1で算出した額を3年間で交付(初年度 50%、翌年度 25%、翌々年度 25%) 3. 限度額 3年間で3億円
			○賃貸料等奨励金 1. 奨励金額 不動産及び動産の賃貸料等に 25%を乗じて得た額 2. 支給時期 操業日から1年を経過した日以降、3年間 3. 限度額 情報通信は3年で 4,000 万円、その他の企業等は3年で 1,000 万円
			○雇用奨励金 1. 奨励金額 新規常用雇用者(市内在住者)1人当たり 30 万円 2. 支給時期 採用後1年を経過した日以降

			1回限り 3. 限度額 3 年で 5,000 万円
		○市内に企業等を新・増設する事業者で、次のいずれにも該当するもの 1. 投下固定資産総額が5000万円以上(ただし、情報通信業は、リース物件も含めて 300 万円以上) 2. 新規常用雇用者(市内外問わず)5人以上(ただし、情報通信業については 3 人以上) 3. 製品化された商品の輸送に係る経費が次のいずれかの要件を満たすこと 1) 社内輸送 有料道路通行料、フェリーの航送運賃が年間 100 万円以上 2) 社外輸送 市内運送業者及び市内に営業所がある道路貨物運送業者に支払った輸送費が年間 500 万円以上	○物流奨励金 1. 奨励金額 1) 社内輸送 有料道路通行料・フェリーの航送運賃の 50% 2) 社外輸送 市内運送業者及び市内に営業所がある道路貨物運送業者に支払った輸送費の 20% 3) 社内・社外併用 1)・2)により算出した額の合計 2. 支給時期 操業日から1年経過した日以降3年間 3. 限度額 3年間で 1,000 万円
		○市内に企業等を新・増設する事業者で、次のいずれにも該当するもの 1. 条例第2条に規定する情報通信業を行うもの 2. 投下固定資産総額(リース物件を含む。)が 300 万円以上 3. 新規常用雇用者数(市内外問わず)が3人以上 4. 事業に直接要する通信費が年間 100 万円以上(保守点検及び契約料は対象外)	○通信費奨励金 1. 奨励金額 事業に直接要する通信費の 25% 2. 支給時期 操業日から 1 年経過した日以降3年間 3. 限度額 3年で 1,000 万円
		○市内に企業等を新・増設する事業者で、次のいずれにも該当するもの 1. 投下固定資産総額が5000万円以上(ただし、情報通信業については、リース物件を含め 300 万円以上) 2. 新規常用雇用者(市内外問わず)が5人以上(ただし、情報通信業については3 人以上) 3. 企業等の新・増設に当たり取得した土地、建物又は償却資産に係る固定資産税を納付していること	○立地奨励金 1. 奨励金額 新・増設に当たり取得した土地、建物又は償却資産に係る固定資産税に相当する額以内(ただし、税の免除又は不均一課税の適用を受けている場合は、実際に納付した固定資産税に相当する額以内) 2. 交付対象期間 交付対象となる固定資産の取得が全て完了した日以後、初めて当該固定資産税が課される年度から 3 年間 3. 限度額 年度ごとに、当該固定資産税の納付が確認された後

42307

長崎県

長与町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
長与町工場等設置奨励条例	H1.9 （H26.6　改正）	○工場等の新設・増設 ・投下固定資本額 2,500 万円以上 ・新規常用雇用者として町内居住者を 10 人以上を雇用すること	○奨励金 ・固定資産税及び都市計画税相当額（3年間）
長与町企業立地促進助成条例	R4.3	・空き店舗等を賃借することにより町内において新たに事業所を設置し、町内居住者を1人以上常時雇用すること	○建物等賃借助成金 ・施設賃借料の 1/2 に相当する額（上限100万円）
		・町内において新たに事業所を設置し、町内居住者を 2 人以上常時雇用すること	○雇用促進助成金 ・新たに雇用する従業員の合計数から 1 人を除いた人数に50万円を乗じて得た額（上限 300 万円）

42308

長崎県

時津町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
時津町工場等設置奨励条例	H15.3	○投下固定資本額 2,300 万円以上 ・町内居住者 10 人以上を新たに雇用	○奨励金 ・固定資産税相当額(3年間) 及び都市計画税相当額

42321
長崎県
東彼杵町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準			措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
2,500 超	かつ	10	課税免除	固定資産税	3年間
5,000	又は	10	不均一課税	固定資産税	3年間

〈過疎法に基づく課税免除〉

対象業種	資本金規模等			措置事項	措置範囲	適用期間
	5,000 万円以下 (個人を含む)	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超～			
製造業	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
旅館業						
農林水産物等販売業		500 万円以上				
情報サービス業等						

その他要件等

○青色申告書を提出する個人又は法人

○本町が定める市町村計画に記載された産業振興促進区域内における特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地

″○事業用設備等については、租税特別措置法の割増償却の規定の適用を受けるものであること

・・・所得税及び法人税の設備の減価償却の特例については、東彼杵町過疎地域持続的発展計画の産業振興促進事項に適合したものである「産業振興機械等の取得等に係る確認書」の交付を受けていること。″

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
東彼杵町工場等設置奨励条例	H7.3 (H25.9 改正)	○工場等を新設又は増設する者で次の各号に掲げる要件すべてに該当する者 1. 投下固定資産額 3億円以上。ただし、長崎県が指定する工業団地に立地する場合は1億円以上とする。 2. 新規常用雇用者数 10 人以上。ただし、長崎県が指定する工業団地に立地する場合は 50 人以上とする。	○長崎県工場等設置補助金算定に準じ、次の各号で算出した額の合計額とし、最高限度額は1億円とする。 1)県の誘致企業生産施設等整備補助額の 10%以内。 2)県の新規雇用促進補助金の算定対象となった者の内、本町に住所を有する者を5人以上又は常用雇用者の 10 分の2以上に相当する人数を新規に雇用した場合、本町に住所を有する新規雇用者1人につき 30 万円。

42322
長崎県
川棚町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,500 超	10	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
川棚町工場設置奨励条例	S49.9 (H31.3 改正)	工場を新設又は増設する者で次の各号に掲げる要件に該当する者 ①工場用地面積　10,000 ㎡以上 ②工場生産設備総額　5億円以上 ③新規常時雇用従業員　50 人以上	○工場用地取得奨励金 ・工場用地の譲渡価格の 25%以内 ・限度額　1億円
		工場を新設する者で次の各号の一に該当する者 ①投下固定資産総額　1,000 万円以上 ②常時使用する従業員　30 人以上	○奨励金 ・固定資産税の 30/100 相当額以内 ・3年間

42323
長崎県
波佐見町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,500 超	10	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
波佐見町企業立地促進条例	H20.4 (H26.10 改正)	・減価償却資産の取得価格合計額:2,500 万円以上 ・本町に住所を有する者を5名以上雇用し、引き続き1年以上雇用すること。	○雇用奨励金 ・雇用者1名につき 10 万円 (ただし短時間労働者は1名につき5万円) ・限度額　1企業　1,000 万円
		・減価償却資産の取得価格合計額:2,500 万円以上 ・工場の設置に伴い増加する雇用者が5名以上	○空き工場等利活用奨励金 ・改装・改築または解体に要した費用の 1/10 ・限度額　500 万円
		・減価償却資産の取得価格合計額:2,500 万円以上 ・波佐見町が開発した土地に工場を新設または増設するため、用地を 10,000 ㎡以上取得 ・工場等の設置に伴い増加する雇用者が操業開始時で 20 名以上であること、かつ本町に住所を有する雇用者を新規に5名以上雇用していること	○用地取得奨励金 ・土地の取得価格または固定資産税評価額のいずれか低い額の 3/10

42391

長崎県

佐々町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)		従業員(人以上)				
新設 増設	10,000 2,500	新設 増設	15 10	課税免除	固定資産税	3年間

42411

長崎県

新上五島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設 生産設備総額　　2,700 超	常時使用従業員数　10	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
新上五島町工場等設置奨励条例	H16.8	町内に工場等を新設し、又は増設する者 (1)工場等生産設備総額が、2,700 万円を超える工場等を新設し、又は増設する者 (2)工場等の新設又は増設に伴い、常時使用する従業員(日々雇い入れる者を除く。)の数が 10 名を超える者	○固定資産税の不均一課税 固定資産税の不均一課税の期間は工場等設置後、最初に課税される年度から３年間、その率は以下のとおり ・第１年度：適用税率の 25/100 ・第２年度：適用税率の 50/100 ・第３年度：適用税率の 75/100
新上五島町情報通信関連企業立地促進補助金交付要綱	H18.2	本町に情報処理集約型や高度知識集約型の企業事務所を新設又は増設する企業 ①町及び県との間で立地協定書を締結した企業 ②事務所を新設し新規雇用者及び派遣社員を25人以上雇用した企業	○人件費補助 ・１人当たり 15 万円、１事業者あたり３年間で 1,000 万円を限度
新上五島町雇用機会拡充支援事業補助金交付要綱	H29.4	①町内に居住して創業する者（事業を継承する者を含む） ②町内に事業所を有する事業者であって事業拡大を行う者 ③主として町内の商品、サービス等の販売を目的として町外の地域において創業する者 ④対価を得て事業を営む個人事業者又は法人事業者であること ⑤訴訟や法令順守上の問題を抱える者ではないこと ⑥公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者であること ⑦町税等を滞納していない者であること ⑧暴力団と無関係であること	①創業 上限 450 万円として下記補助対象経費の４分の３以内を補助金として支給する。 ②事業拡大 上限 1,200 万円として下記補助対象経費の４分の３以内を補助金として支給する。 ③設備投資を伴わない事業拡大 上限 900 万円として下記補助対象経費の４分の３以内を補助金として支給する。 【補助対象経費】 ①設備費 ②改修費 ③広告宣伝費 ④店舗等借入費 ⑤人件費 ⑥研究開発費 ⑦島外からの事務所移転促進費 ⑧従業員の教育訓練経費 ※消費税等相当額は除く。